

NifMo あんしん保証 for SIM フリー利用規約

第1条（利用規約）

1. 本利用規約は、ニフティ株式会社（以下、「ニフティ」といいます。）が提供する「NifMo あんしん保証 for SIM フリー」（以下「本サービス」といいます。）の利用にかかわる一切に適用されます。
2. ニフティが本規約とは別に発表する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、名目のいかんにかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。
3. ニフティは、本利用規約の変更の必要性、変更後の内容の相当性その他一切の事情に鑑み合理的に必要と認める場合、いつでも顧客の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。
4. 前項に基づきニフティが本利用規約を変更するときは、あらかじめ@nifty 規約ページにおいて、またはニフティが相当と認める方法により、本利用規約を変更する旨、変更内容および変更の効力発生時期を掲載し、周知するものとします。但し、上記に拘わらず、当該変更が顧客一般の利益に適合するときは、並びにあらかじめ周知することができないやむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。

第2条（用語の定義）

本利用規約で使用する用語の定義は、個々の条項の中で定義づけられるものを除き、以下のとおりとします。

- (1) 顧客：本サービスの利用を申し込み、ニフティが承諾した者
- (2) 対象機器：ニフティが提供する MVNO サービス「NifMo」（以下「NifMo」といいます。）の SIM カードを使用して通信を行ったスマートフォンまたはタブレット端末。但し、電池パック等の付属品は含まないものとし、OS は Android または iOS に限ります。
- (3) 交換機器：対象機器に第3条第1項に定める故障等が発生した場合に、対象機器の交換品としてニフティが提供するスマートフォンまたはタブレット端末
- (4) 利用契約：本サービスの利用に係るニフティと顧客の間の契約

第3条（本サービス）

1. 本サービスは、対象機器に以下の各号に定める故障等（以下、総じて「故障等」といいます。）のいずれかが生じた場合、交換機器の有償提供を行うサービスです。
 - (1) 自然故障：対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態の下で発生した故障をいいます。ただし、対象機器の消耗、変質、変色、傷、汚損、塗装の剥離等その他類似の症状を含まず、以下同様とします。
 - (2) 偶発的破損：落下、水漏れ、その他急激な外因により発生した偶発的な事故による対象機器の全損または一部の破損をいいます。
2. 交換機器の有償提供を行うことができる対象機器は、顧客が第6条第1項に定める故障等の申請を行った日から遡って90日以内に、NifMo の SIM カードを使用して通信を行ったことをニフティが確認することができた対象端末に限るものとします。なお、NifMo の SIM カードを使用して通信を行ったことの確認は、顧客が通信した際に、対象機器の IMEI をニフティが自動取得することにより行うものとします。
3. 対象機器に初めて NifMo の SIM カードを使用して通信を行った日から30日を経過したときから、サービスの契約期間中

までを、交換機器の有償提供を行う期間とします。

4. 交換機器の有償提供は、第5条第1項に定める利用契約成立日から起算して翌年の利用契約成立日の前日までの1年間に、2回までを限度とし、翌年以降も同様とします。

第4条（利用料金）

1. 本サービスの月額利用料金は550円（税込）とし、第5条第1項に定める利用契約成立日が属する月から発生するものとします。

※現在、適応されている月額利用料金につきましては、契約時に送付した書面をご確認ください。

2. 交換機器の有償提供には、当該提供が何回目であるかに応じて、以下の各号に定める交換代金がかかります。

（1）1回目の場合

端末カテゴリS 33,000円（税込）

端末カテゴリA 16,500円（税込）

端末カテゴリB 5,500円（税込）

（2）2回目の場合

端末カテゴリS 38,500円（税込）

端末カテゴリA 22,000円（税込）

端末カテゴリB 11,000円（税込）

※交換機器の機種により、端末カテゴリが異なります。

端末別のカテゴリは、(https://nifmo.nifty.com/entry/kiyaku/warranty_category_fs.pdf) をご覧ください。

3. ニフティは、本サービスの月額利用料金を、NifMoの利用料金と合算して顧客に請求するものとします。

第5条（利用契約の成立）

1. 利用契約は、顧客になるうとする者が、ニフティの定める手続に従い利用契約の申し込みを行い、ニフティがこれを承諾し、顧客が対象機器にて初めてNifMoのSIMカードを使用して通信を行ったときに成立します。
2. ニフティは、@nifty会員規約に定める申し込みの不承諾事由に該当すること等を理由に、顧客からのNifMoサービス契約の申し込みを承諾しなかった場合、第1項に定める利用契約の申込を承諾しないことがあります。

第6条（故障等の申請）

1. 顧客は、対象機器について故障等が発生した場合、発生の日を起算点として10日以内に、ニフティが別途定める申請窓口に対し、当該対象機器について故障等が発生した旨を申請するものとします。
2. 前項に定める対象機器について故障等が発生した旨の申請を行う際、顧客は、当該対象機器に記載されている「IMEI」（International Mobile Equipment Identity）と呼ばれる識別番号を、ニフティに通知するものとします。「IMEI」の確認ができない場合、本サービスの対象外となります。
3. サービス利用時に「購入証跡（機器購入時の領収書等）」を別途ご提出いただく場合があります。

第7条（適用除外）

以下の各号のいずれかに該当するとニフティが判断した場合は、本サービスの対象外とします。

- （1）顧客の不適切な使用または不適切な維持および管理に起因する故障等の場合
- （2）喧嘩その他の暴力行為等の顧客による反社会的な行為に起因する故障等の場合

- (3) 戦争、内乱、暴動、労働争議、騒じょう、核燃料物質・放射能による汚染、テロリズム行為に起因する故障等の場合
- (4) 対象機器にインストールされているソフトウェアやアプリケーション自体の障害の場合
- (5) 紛失または盗難、国その他公的機関等による没収、差押による場合等、顧客の手元に故障等が発生した対象機器がない場合
- (6) 故障等が第3条第3項に定める期間外に発生した場合
- (7) 顧客の申告による故障症状がニフティにより再現確認ができない場合
- (8) 本サービス契約の前後にかかわらず、対象機器が顧客自らまたは顧客が依頼した業者による正規修理以外の修理（非正規修理）、分解、改造、一部機器の交換等によって販売時の状態から大幅に改変されていると判明した場合
- (9) 対象機器に技適マークが付されていない場合
- (10) NifMo の SIM カードを使用した通信に支障のない破損
- (11) 本サービス以外の保険または保証を用いて、修理または保証が可能な場合
- (12) 第2条（2）に定める対象機器に該当しない製品、及びそれらの付属品の故障の場合
- (13) 不正な手段により SIM ロック解除された機器、または当社が不正な手段により SIM ロック解除された機器と判断した機器
- (14) その他、当社が不適切と判断した場合

第8条（交換機器）

1. 本サービスによりニフティが顧客に有償提供する交換機器は、ニフティが指定する端末機器の中から顧客が選択するものとします。
2. 交換機器には、新品とリフレッシュ品があります。ニフティは、交換機器の提供の際、任意にいずれを提供するかを選択できるものとし、顧客はこれに対し異議をのべないものとします。

第9条（交換機器と対象機器の交換）

1. ニフティは、顧客の登録住所宛に、ニフティ所定の配送業者により交換機器を配送します。
2. ニフティは、顧客が交換機器の交換代金の支払と引き換えに、交換機器を顧客に引き渡します。顧客が交換代金の支払を完了した時点をもって、交換機器の所有権はニフティから顧客に移転し、故障等した対象機器の所有権は顧客からニフティに移転します。
3. 顧客は、交換機器の引渡後 10 日以内に、対象機器をニフティが指定する場所に送付しなければなりません。
4. ニフティは、顧客の対象機器の送付を確認できない場合、顧客に対して 30,000 円（非課税）の違約金を請求できるものとします。
5. 顧客がニフティの指定する物品以外の物品を配送した場合、ニフティは、顧客が当該物品の所有権その他一切の権利を放棄したものとみなし、これをニフティが適当と判断する方法により処分することができるものとします。
6. ニフティは、顧客の対象機器のデータの未削除や、誤送付に伴う損害について責任を負わないものとします。
7. 顧客の不在または登録住所の誤り等により、ニフティが別途定める期間内に交換機器を顧客へ引渡が完了しない場合、ニフティは、当該顧客が交換機器の受領を拒否したものとみなします。この場合、ニフティは、対象機器の交換機器の手配等に要した一切の費用（交換機器の配送費用を含みます。）を、当該顧客に請求できるものとします。

第10条（返品）

1. 顧客は、前条により引渡を受けた交換機器について、遅滞なく検品するものとします。当該交換機器について、配送中の破損等、ニフティの責に帰すべき事由により瑕疵がある場合、顧客は、当該交換機器をニフティに返品することができます。
2. この場合、顧客は当該交換機器を受領した日から起算して14日以内にニフティ所定の電話番号に連絡するものとします。
3. 顧客は当該交換機器の返品を行う場合、ニフティが別途定める方法に従わなければなりません。かかる返品に要する送料はニフティが負担します。
4. ニフティは、当該交換機器の返品を受けた場合、新たな交換機器を準備し、前条に準じて顧客に引渡します。

第11条（有償提供の取消）

ニフティは、受領した対象機器の確認を行った結果、当該対象機器に生じた故障等が第7条に定める本サービスの対象外事由に該当すると判断した場合は、交換機器の有償提供を取消することができるものとします。この場合、ニフティは、当該顧客に対して交換機器の返却を求めることができます。かかる返送に要する送料、その他作業関連の諸費用は、顧客の負担とします。

第12条（利用契約の解除等）

1. ニフティは、顧客が@nifty 会員規約等の解除事由に該当した場合、当該規定に基づき利用契約を解除することができます。
2. 前項解除権の行使は、ニフティから当該顧客に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
3. 本条第1項により利用契約が解除された場合、顧客は、当該時点でニフティに対して負担する本サービスの利用に係わる一切の債務（本サービス利用規約、@nifty 会員規約に基づく債務に限定されません。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに現金で一括してニフティに支払わなければなりません。

第13条（顧客による利用契約の解約）

1. 顧客が利用契約を解約しようとするときは、ニフティ所定の方法によりその旨をニフティに通知します。この場合、顧客からニフティに対してかかる通知があった日をもって、利用契約は解約となります。但し、申告のあった当月における月額利用料金の返金はいりません。
2. 顧客は NifMo を解除したとき、または@nifty を退会したときは、同時に利用契約も当該月をもって終了となります。

第14条（業務委託）

ニフティは、本サービスの提供にあたり、その業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとします。

（附則）

本サービス利用規約は、2018年9月1日から施行実施します。

改定：2021年4月20日

改定：2023年4月20日

改定：2026年4月10日